令和４年度

いじめ防止基本方針

青森県立弘前南高等学校

学校いじめ防止基本方針

弘前南高等学校

１　学校いじめ防止基本方針

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展により、ＳＮＳやインターネット等を通じて行われる、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

そこで、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来る教育環境を築くため、いじめ防止に向け教職員すべてがいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、日常の指導体制を定めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、いじめを認知した場合の早期対応かつ速やかな解決のために「学校いじめ防止基本方針」を定めた。

２　いじめとは

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。

②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

（２）いじめに対する基本的な考え方

① いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない。
③ いじめは気づきにくいところで行われることが多い。
④ いじめはいじめる側が悪い。
⑤ いじめの行為（暴力、恐喝、強要等）は法に抵触する。
⑥ いじめは家庭環境が要因となっている場合がある。
⑦ いじめの未然防止は、学校、家庭、地域社会など全ての関係機関と連携を密にして取り組む問題である。

（３）いじめの構造とそれぞれの特徴

① いじめの構造

いじめは、表面的には、**「いじめる生徒」**と**「いじめられる生徒」**との支配・被支配の関係のように見えることがある。しかし、今日のいじめは、いじめる生徒、いじめられる生徒の他、これを取りまく**「はやし立てる生徒（観衆）」**や**「見て見ぬふりをする生徒（傍観者）」**という集団が存在し、全体として四層構造からなっていると言われている。さらに、学校や家庭・地域社会の中にも、いじめを生みやすい要因がある。

【いじめの構造】

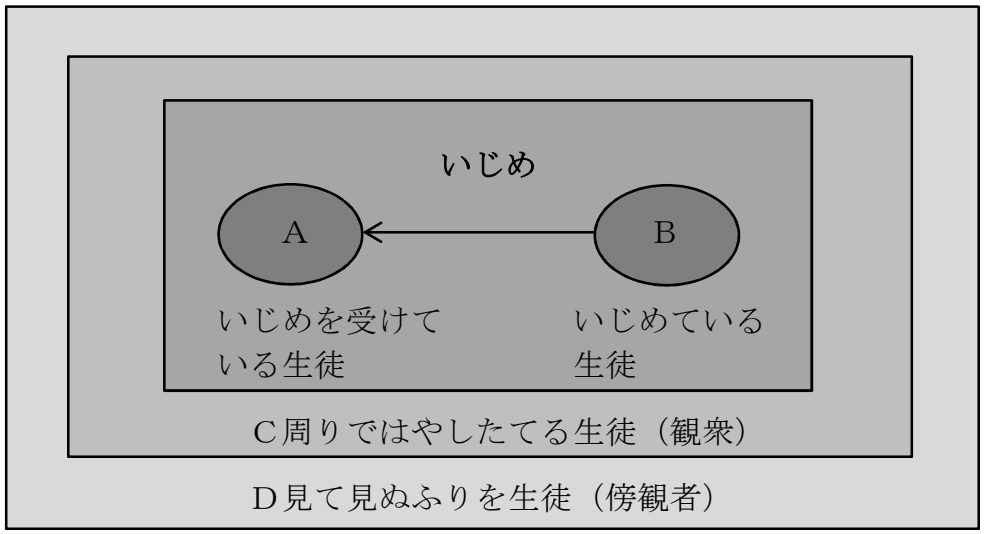

② いじめをする生徒の特徴

いじめをする心理的理由としては、欲求不満の解消、劣等感の補償、注意獲得行為など様々なことが考えられる。以下にいじめをする生徒の特徴を挙げる。

ア）存在感や自尊感情の満たされない生徒がその満足を求めて、ターゲットにした生徒を攻撃し支配する。
イ）罪悪感に乏しく、相手が困っていることになかなか気づかない。
ウ）我慢することが苦手で、自分勝手な感情で行動しがちである。
エ）暴力や命令でしか人に関われない。

③ はやし立てる生徒の特徴（観衆）

いじめが行われている際に、自分では直接いじめは行わないものの、いじめる生徒に声援や拍手を送り、精神的に支援する役割を果たしている。以下にその特徴を示す。

ア）いじめる生徒の特徴と同じ

イ）自分に被害が及ばない限り、いじめを受けて困惑し、苦痛や恐怖心を感じている生徒を見ても、それを制止することなく楽しんだり、はやし立てたりして自分の欲求不満を解消する。

④ 見て見ぬふりをする生徒の特徴（傍観者）

ア）いじめに対して積極的な支援を行うことはないが、進行しているいじめを制止するなどの行動や態度をあえて示さないか、場合によっては示すことができない。

イ）心の中ではいじめをやめさせたいと思っても、いじめの制止によって被害が自分に及ぶことを恐れていじめを放置してしまう。

（４）いじめの態様

いじめの態様を手段、動機の視点から分類

① 手段からの分類

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

② 動機からの分類

ア 怒りや憎しみからのいじめ

イ うっぷん晴らしからのいじめ

ウ 性格的な偏りからのいじめ

エ 関心を引くためのいじめ

オ 楽しみのためのいじめ

カ 仲間に引き入れるためのいじめ

キ 違和感からのいじめ

ク その他

３　いじめ防止の指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制（未然防止・早期発見）

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を【別紙１】の通りとする。

（２）発見段階の対応

いじめを発見した場合、いじめの解決に向けた取組を【別紙２】の通りとする。

（３）重大事態発生時の組織的対応

学校が重大事態と判断した場合の取組を【別紙３】の通りとする。

（４）学校いじめ防止プログラムの策定（いじめ防止指導年間計画）

年間の学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する取組を【別紙４】の通りとする。

４　いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための未然防止の取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

（１）学業指導の充実

① 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

② コミュニケーション能力を育み自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

（２）特別活動、道徳教育の充実

① ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

② ホームルーム活動における生命や人権を大切にする態度の育成

③ ボランティア活動の充実

（３）教育相談の充実

① 面談の定期的実施

② 保健室での教育相談の実施

③ スクールカウンセラーの活用

（４）人権教育の充実

① 講演会等の開催

（５）情報教育の充実

① 教科「情報」におけるモラル教育の充実

（６）保護者・地域との連携

① いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

② 学校公開の実施

（７）教職員の意識啓発と研修

① 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

②「いじめ防止委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

③ いじめ防止関係の研修会の内容をもとに、校内研修を実施する。

④ 校外研修の奨励（総合学校教育センター研修等）

ア）発達段階に応じた、いじめの心理についての学習

イ）構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習

ウ）ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の学習

５　いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期に解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し（共有しないと第23条第１項に違反）、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

（１）いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。発見段階の対応【別紙２】により速やかに報告し、事実確認をする。

（２）いじめを早期に発見するポイント

① 学校でのチェックポイント

□ 授業に意欲をなくし、集中力が無くなってきた生徒はいないか。
□ 休み時間や放課後、一人でいることが多い生徒はいないか。
□ 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろする生徒はいないか。
□ 保健室に出入りすることが多くなっている生徒はいないか。
□ いつもおどおどしている生徒いないか。
□ 理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた生徒はいないか。
□ 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある生徒はいないか。
□ 制服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか。
□ 元気がなく、気持ちの沈んでいる生徒はいないか。
□ 教員を避けるようになっている生徒はいないか。
□ グループから急に離れたり、交友関係の変化した生徒はいないか。
□ 常に人の言いなりになっている生徒はいないか。
□ 一人離れて教室に入ってくる生徒はいないか。
□ 椅子や机を乱されている生徒はいないか。
□ 授業中発言したら、理由もなく、笑われている生徒はいないか。
□ みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている生徒はいないか。
□ 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだした生徒はいないか。

② 家庭でのチェックポイント

□ 制服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。
□「ケンカ」をしたとか、「ころんだ」とかいって、「あざ」をつくったり、「けが」をしてきたりすることがないか。
□ 金遣いが急に荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。急に口数が少なくなっていないか。
□ 独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
□ 友達からの電話で、理由も言わず家を飛び出すなど、友達の言いなりになることが増えていないか。

□ 友達が急に遊びに来なくなったり、友達の話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家にいることが多くなっていないか。
□ 友達や先生に対する不満を口にすることが、最近、多くなっていないか。
□「疲れた、病気かも」といって、学校を休みたがったり、遅刻早退が増えたりしていないか。
□ 急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりすることはないか。

（３）相談体制の整備

① 相談窓口の設置・周知
② 面談の定期的実施

（４）定期的調査の実施

① アンケートの実施（６月、９月）

（５）情報の共有

① 報告経路の明示・報告の徹底
② 職員会議等での情報共有
③ 要配慮生徒の実態把握
④ 進級時の引継ぎ

（６）生徒会活動

① 目安箱の設置

６　解決に向けた対応

（１）いじめられた生徒に対して

① 生徒に対して
ア）事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することでの心の安定を図る。
イ）「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
ウ）必ず解決できる希望が持てることを伝える。
エ）自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する

② 保護者に対して
ア）発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
イ）学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
ウ）保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
エ）継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
オ）家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

（２）いじめた生徒に対して

① 生徒に対して

ア）いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景に目を向け指導する。

イ）心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

ウ）必要であれば懲戒を加える。

② 保護者に対して

ア）正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

イ）「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ）生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒に対して

ア）当事者だけの問題にとどめず、ホームルーム及び年次、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ）「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、ホームルーム・年次・学校全体に示す。

ウ）はやし立てたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

エ）いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

④ 保護者同士が対立する場合など

ア）双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

イ）管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

ウ）教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

（３）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

ア）関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ）関係機関との調整

② 警察との連携

ア）心身や財産に重大な被害が疑われる場合

イ）犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

ア）家庭の養育に関する指導・助言

イ）家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携
ア）精神保健に関する相談
イ）精神症状についての治療、指導・助言

7　ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のＷｅｂサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものであり、犯罪行為である。

（２）ネットいじめの予防

① 保護者への啓発
ア）フィルタリングをする
イ）家庭においてのルールづくり

② 情報教育の充実
ア）教科「情報」における情報モラル・ルール・マナー教育の充実

（３）ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握
ア）被害者からの訴え
イ）閲覧者からの情報
ウ）警察、ネットパトロール隊等の専門機関との連携

② 不当な書き込みへの対処
ア）不当な書き込みへの対処は【別紙５】の通りとする。

８　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（２）いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策委員会」は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む、具体的な手立てを計画し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する。

９　重大事態への対応

（１）重大事態の意味について

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

ア）生徒が自殺を企図した場合

イ）身体に重大な傷害を負った場合

ウ）金品等に重大な被害を被った場合

エ）精神性の疾患を発症した場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

ア）年間の欠席が３０日程度以上を目安とする。

イ）一定期間、連続して欠席している場合は、状況により判断する。

③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがある。

ア）「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ）生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

（２）重大事態の報告・調査協力

ア）学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

イ）県教育委員会が学校を調査主体とした場合、いじめ対策委員会を組織する。

ウ）学校の設置者が調査主体とする場合、設置された重大事態調査のための組織に協力する。

１０　学校評価

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止委員会を年３回実施する。

（１）計画立案（４月　Ｐｌａｎ）

① 学校いじめ防止プログラムの策定
② 校内指導体制の確立

（２）中間評価と検証（1、２学期末　Ｄｏ　Ｃｈｅｃｋ）
① 学期における取組の評価と反省
② 次学期に向けての重点事項の策定

（３）年間評価と改善（２月　Ｃｈｅｃｋ　Ａｃｔｉｏｎ）
① 年度末評価
ア）内部評価
➢ 学校評価の中で位置付け、次の項目に関し自校の取組を評価する。
いじめの早期発見の取組に関すること。
※ 情報収集（面談･アンケート）、情報共有
いじめの再発を防止するための取組に関すること。
※ 生徒が抱える問題把握、立ち直り支援、保護者･関係機関との連携
➢ 学校いじめ防止プログラムの検証
イ）外部評価
➢ いじめ防止専門員による評価･指導、及び学校評議委員会での取組の報告と意見聴取。

② 改善
ア）学校基本方針及び、学校いじめ防止プログラムの見直し。

別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

・学校いじめ防止基本方針の徹底
・風通しのよい職場環境の維持
・いじめを許さない姿勢
・保護者・地域等との連携強化

いじめ防止委員会

◇構成員　【定期開催】
教頭・生徒指導主任・生徒指導副主任・教務主任・各年次主任
保健相談部・いじめ防止専門員

・学校いじめ防止基本方針・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針

未　然　防　止

◇学業指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
◇教育相談の充実
・面談の定期開催
◇人権教育の充実
・人権意識の高揚
・講演会等の開催
◇情報教育の充実
◇保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）
・アンケートの実施（定期）
・各種調査の実施
・面談の定期開催
（生徒・保護者等）
◇相談体制の確立
・相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引き継ぎ

いじめ発見

発見段階の対応（別紙２）

別紙２

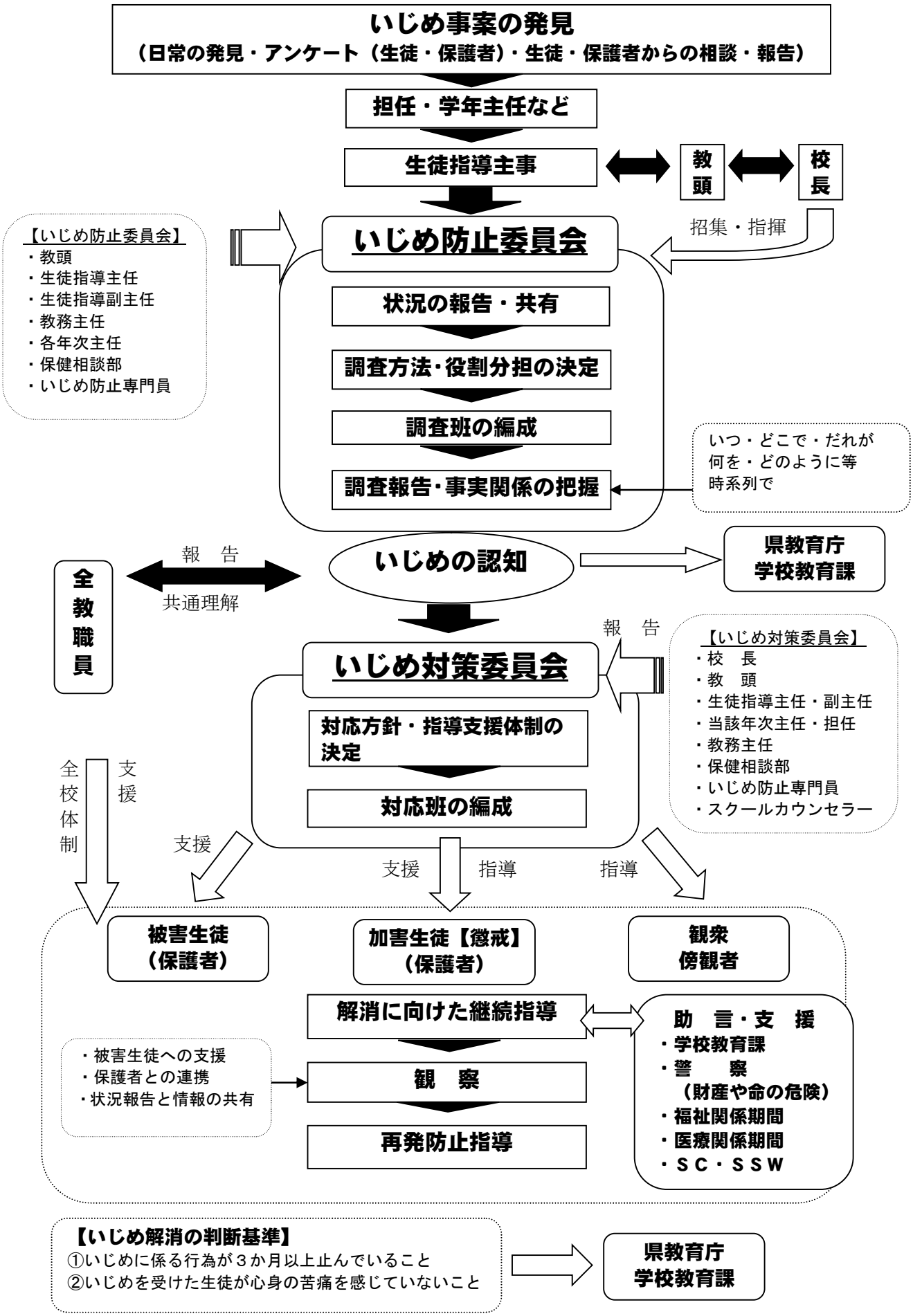
いじめ事案の発見
（日常の発見・アンケート（生徒・保護者）・生徒・保護者からの相談・報告）
担任・学年主任など
生徒指導主事
教頭
校長
招集・指揮
【いじめ防止委員会】
・教頭
・生徒指導主任
・生徒指導副主任
・教務主任
・各年次主任
・保健相談部
・いじめ防止専門員
いじめ防止委員会
状況の報告・共有
調査方法･役割分担の決定
調査班の編成
調査報告･事実関係の把握
いつ・どこで・だれが
何を・どのように等
時系列で
全教職員
報　告
共通理解
いじめの認知
県教育庁
学校教育課
報　告
【いじめ対策委員会】
・校　長
・教　頭
・生徒指導主任・副主任
・当該年次主任・担任
・教務主任
・保健相談部
・いじめ防止専門員
・スクールカウンセラー
いじめ対策委員会
対応方針・指導支援体制の決定
対応班の編成
全校体制
支援
支援
支援
指導
指導
被害生徒
（保護者）
加害生徒【懲戒】
（保護者）
観衆
傍観者
解消に向けた継続指導
助　言・支　援
・学校教育課
・警　　察
（財産や命の危険）
・福祉関係期間
・医療関係期間
・ＳＣ・ＳＳＷ
・被害生徒への支援
・保護者との連携
・状況報告と情報の共有
観　察
再発防止指導
【いじめ解消の判断基準】
①いじめに係る行為が３か月以上止んでいること
②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
県教育庁
学校教育課

別紙３

重大事態発生時の組織的対応

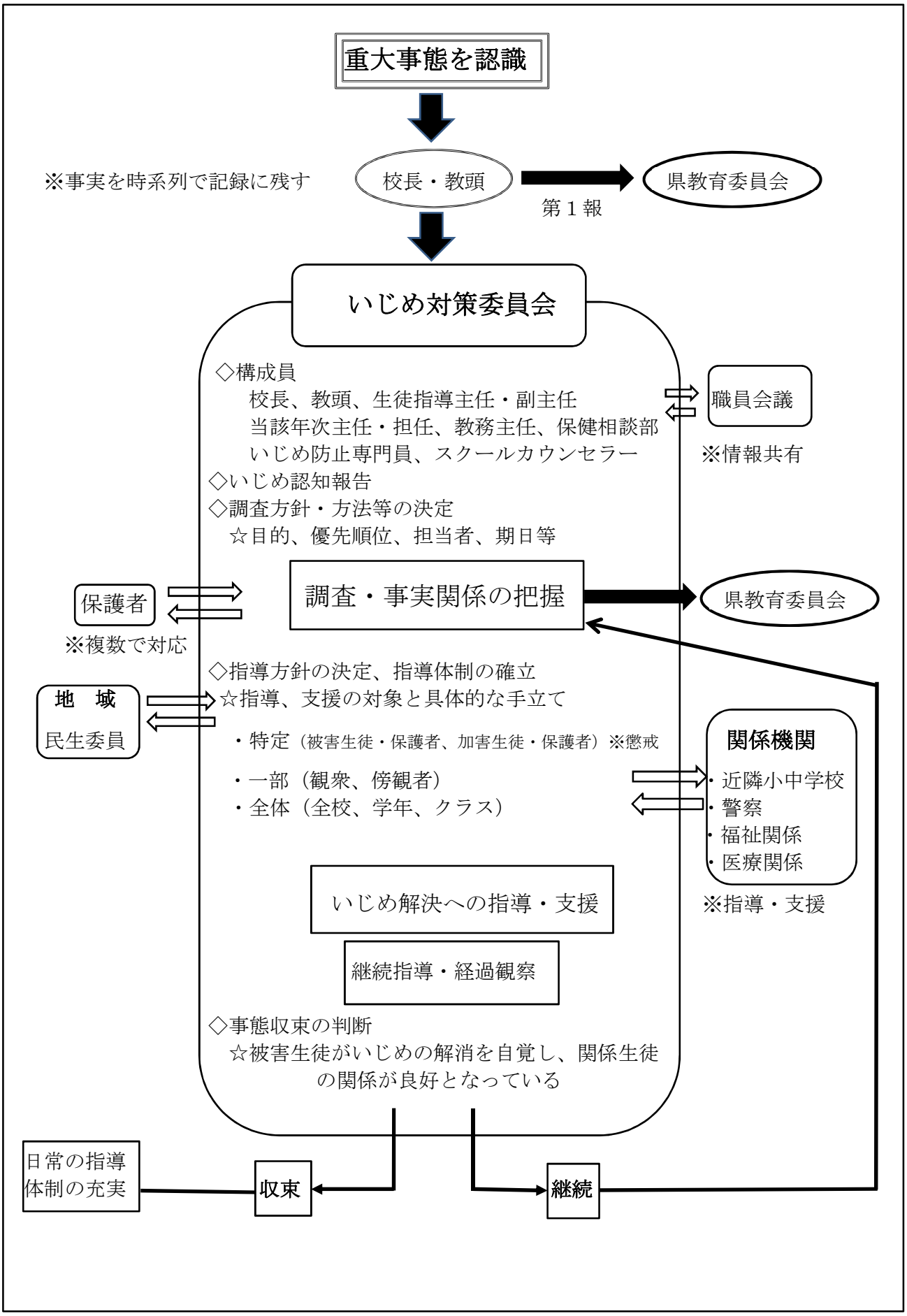

別紙４

いじめ防止指導年間計画

	４月	５月	６月	７月	８月
職員会議	○校内研修会	事案発生時、緊急対応会議の開催	○いじめ防止委員会 （実態把握）		
防止対策	○年次集会 ○ケータイ・スマホ 安全教室		○HR・学年づくり 人間関係づくり	○行事実施による 帰属意識の育成	
早期発見	○アセス実施 （３年）	○アセス実施 （１～２年） 教育相談委員会	○いじめｱﾝｹｰﾄ① ○ﾊｲﾊﾟｰQ-U 実施 （１～３年） 教育相談委員会	教育相談委員会	教育相談委員会

	９月	１０月	１１月	１２月	１月
職員会議		事案発生時、緊急対応会議の開催 ○いじめ防止委員会 （実態把握）			
防止対策	○年次集会 ○行事実施による 帰属意識の育成			○年次集会	
早期発見	○いじめｱﾝｹｰﾄ② 教育相談委員会	○ﾊｲﾊﾟｰQ-U 実施 （１～２年） 教育相談委員会	教育相談委員会	教育相談委員会	教育相談委員会

	２月	３月
職員会議	○いじめ防止委員会 （総括）	
防止対策		○新入生事前指導
早期発見		教育相談委員会

別紙５
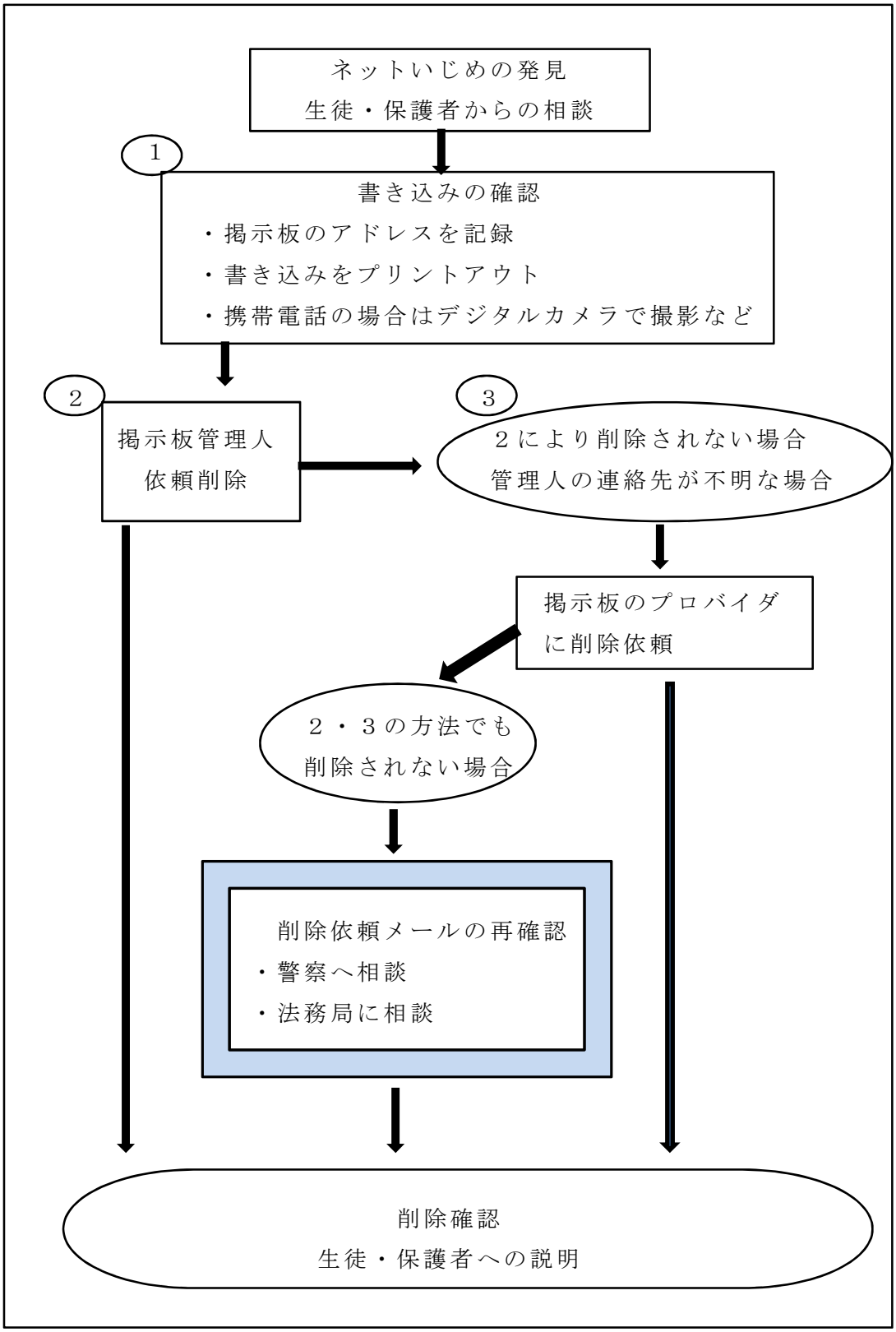
書き込み等の削除手順